

調布市一般廃棄物処理基本計画(素案)に対するパブリック・コメントの実施結果

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和4年12月21日(水)～令和5年1月20日(金)
- (2) 周知方法 令和4年12月20日号市報及び市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 市役所2階ごみ対策課, クリーンセンター, 公文書資料室, 各図書館・各公民館・各地域福祉センター, みんなの広場(たづくり11階), 市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階), 教育会館1階
- (4) 意見の提出方法 氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接又は郵送, FAX, Eメールで市役所ごみ対策課まで提出
※資料の閲覧場所に設置する意見提出箱への提出も可

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数: 14件(4人)

<提出意見の内訳>

全般に対する意見	8件
第2章「ごみ処理に関する現状と課題」に対する意見	1件
第3章「ごみ処理の基本理念と目標」に対する意見	2件
資料編に対する意見	3件

- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

全般

項目	No	御意見の概要	市の考え方
全般	1	調布市がゼロカーボンシティを目指すうえで、意外と知られていない観点として「タバコ」の問題があります。毎年世界中で伐採される樹木の6本に1本が、タバコの製造過程で伐採され葉タバコの乾燥に多量の二酸化炭素を排出しています。そのような製品を調布市民に使わず、市民のタバコの消費量を下げることが調布市も遵守義務のある「世界保健機関タバコの規制に関する枠組み条約」に基づき必要です。	「一般廃棄物処理基本計画」は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、市町村の一般廃棄物処理に係る長期的な方針を定めるものであり、一般廃棄物（ごみ）の処理を主な内容としておりますので、タバコの消費がもたらす環境負荷の削減は対象としておりません。ご意見として承り、市として今後さまざまな施策を推進するうえでの参考とさせていただきます。
全般	2	タバコのフィルターはプラスチックごみであり、ポイ捨てされたタバコのフィルターは海洋汚染の原因として最も多いゴミとなっており、長い時間をかけても分解されません。しかし調布市ではタバコのポイ吸て以前と多く、一方で「調布市都市美化の推進に関する条例」においてポイ捨てに2万円の罰金を定めていながら適用された実績が無く、喫煙者のポイ捨てが野放しになっており抑止されないばかりか、本来得れるべき市の収入も得ていません。喫煙者のポイ捨てに罰則を適切に課し、得た罰金でゴミ対策をしていくようにしてほしいです。	罰則の適用は刑事罰となることから、警察、裁判所での判決等、様々な過程が必要となるため、罰則を適用することは非常に困難な状況ですが、路上喫煙禁止区域においてパトロールを実施するなど、たばこを含めポイ捨て防止に向けた周知・啓発を行ってまいります。
全般	3	クリーンアップ作戦など、ゴミ拾いの活動には本当に頭が下がる思いです。このような清掃活動で拾われる多くのゴミがタバコの吸殻です。本来であれば、製造・販売により利益を得ているタバコの販売・製造事業者が自らが利益を得ている製品で環境が汚染されていることの責任をとり自分たちで捨てられたゴミを収集すべきであるにもかかわらず、それを市や市民に押し付けて、高みの見物をしているのはいかかなものなのではないでしょうか。一般の市民がゴミ拾いをしなくてもよいよう、タバコ屋に定期的にゴミ拾いを義務付けるべきではないでしょうか。	市では、タバコの製造・販売業者と喫煙・ポイ捨ての改善に向けた協議を行っております。また、タバコの販売・製造業者も積極的にクリーン作戦等に参加いただいている状況です。いただいたご意見については、タバコ製造・販売業者と情報を共有し、喫煙・ポイ捨てについての改善策を引き続き検討して参ります。
全般	4	現在、都民は土はゴミとして廃棄することができません。ですが、鉢植えやプランターの土を、引越等の都合で廃棄する場合はやっぱりあります。都内でも自治体によっては、土をゴミとして収集してくれるそうです。調布市でも、有料でも良いと思いますし年に数回の実地でも良いと思うので、少量の土（一般的な家庭で出る量）の収集を実施していただけないでしょうか。	中央区や台東区では、家庭で排出される少量の園芸土を日時を決めて小学校などで拠点回収を行い再利用しています。こうした先進自治体の事例等の情報収集を行いながら、再利用を含めた土の処理について検討して参ります。
全般	5	調布市の計画の多くは、夢や希望に溢れているが、抽象的な机上の作文の域を出ない、PDCAサイクルが機能する具体的定量的内容がないといったものである。一方、本計画は、具体的に定量的に書かれていて、大変分かりやすい計画である。しかし、ごみ削減の難しさが根底にあるからでしようが、ごみ削減の具体策が見えず、例えば715g/人日(2021年度)を10年後に688g/人日(2030年度)に約3.8%削減するという極めて小さな目標を掲げるような平凡な計画に終わっている。ごみ削減のためには、商品の包装に係わる社会の構造や市民の生活を変える必要があり、一行政が取り組むには困難さが伴うが、市はそこにチャレンジする強い決意で（事業者や）市民を巻き込んだ削減策を推進すべきである。	総ごみ排出原単位は、家庭ごみ・事業系ごみの両方を含んでいます。本市の家庭ごみは、市民の皆さんのご理解・ご協力により、1人あたり排出量の少なさやリサイクル率では全国でもトップクラスにあります。一方、事業系ごみはコロナ禍の令和2（2020）年度にやや減少したものの、市内の事業活動の活発化に伴い近年は一貫して増加傾向にあります。総ごみ排出原単位の目標について、家庭系ごみは引き続き減少させていく一方で、事業系ごみは増加率を抑制する方向で設定しています。そのため、総ごみ排出原単位の削減目標は3.8%減としております。なお、令和8（2026）年度の計画見直しの際、計画目標の達成状況を踏まえ、必要に応じて目標値の見直しを行います。
全般	6	三鷹市の計画との整合性 廃棄物処理法第6条第3項には「市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。」とあるが、おなじクリーンプラザふじみを利用する三鷹市の計画と整合性が保たれていますか。例えば、分別の基準は統一されるべきだと考える。	本市と三鷹市は、2市で構成されるふじみ衛生組合でごみの中間処理を行っておりますので、一般廃棄物処理基本計画や分別収集計画及び中間処理施設の整備計画を策定する際には、3者の計画の整合を常に図るようしております。本計画では、今後調布市としてプラスチック類の分別拡充を検討していくことを盛り込んでいますが、その際にも三鷹市、ふじみ衛生組合と十分に連携を図り、分別基準の統一等を検討してまいります。

全般	7	他自治体に学ぶこと 他自治体の優れた取り組みに学ぶ（パクル）とよい。	全国各地、とりわけ多摩地域ではごみ減量・リサイクル推進のためのさまざまな先進的な取組がなされており、今後とも先進事例を収集・研究しつつ、市の実態に即した施策を進めてまいります。
全般	8	ごみ処理場および最終処分場等からの有害物質排出の管理 クリーンプラザふじみから大気中への放出や焼却灰等の廃棄やエコセメントなどに放射能やアスベスト、ダイオキシン類、PM2.5など各種有害化学物質含まれないように管理すべきである	有害物質の管理は大変重要であり、各種環境法令の遵守を前提として計画を進めてまいります。なお、クリーンプラザふじみを運営するふじみ衛生組合やエコセメント化施設や最終処分場を運営する東京たま広域資源循環組合では、地域協定等により法の環境基準より厳しい自主基準を設け、環境保全を図っているところです。

第2章 ごみ処理に関する現状と課題

案	No	御意見等の概要	市の考え方
14ページ P.14 国・都や国際的な動向 P.19 3.4 市民・事業者との連携	9	国・都や国際的な動向について書かれているが、それが市のごみ処理にどのような関係にあるかもっと書くべきである。 但し、SDGsの12番目「つくる責任、使う責任」を取り上げていることはよい。 ごみ処理に精力を使う以前に、上流のゴミ削減に精力を使うべきで、「企業のつくる責任」や市民の「使う責任」を追及し、ゴミ削減を追求・追究すべきである。このあたりは、P.19「3.4市民・事業者との連携」に書かれているが、ここでは「求められています。」「必要があります。」止まりで、P.29以降の計画目標やP34以降の個別計画で「図ります」「進めます」などとなっていることと関係づけられていますね？なお、実施した結果成果が上がった確認できるような具体的な実行計画にすることを求める。	国や都の動向、国際的な動向につきましては、計画の中に適宜コラムなどを挿入し、市のごみ処理事業との関係などをわかりやすく解説したいと考えます。 また、p.19の「3.4 市民・事業者との連携」は「第3節 計画策定に向けての課題」の一部であり、「第4章 個別計画」に関連付けられているのはご指摘の通りです。 市民や事業者との連携強化といった取組は、定量的に効果を確認することが難しい部分もありますが、本基本計画に基づく毎年度の一般廃棄物処理実施計画の中で各取組の進捗管理・評価を行ってまいります。

第3章 ごみ処理の基本理念と目標

案	No	御意見等の概要	市の考え方
24ページ	10	1.3 循環型事業活動の促進 新規 は、具体的には、どういう施策を講じるのか？ 3Rも大事だが、基本的には、拡大生産者責任（EPR）を明確に導入しなければ効果は薄い。プラスチックを川下でいくら分別徹底しても限度がある。川上でEPRを導入することでこそ大きな効果が上がる。しかし、これは国の政策にきちんと位置づけられないと進められない。 現在のように、生産者はどんどんプラスチックを利用した製品を作り、その処理は、自治体が税金で行っている限り、プラスチックを劇的に減らすことはできない。生産者自ら作った製品容器の最終処理まで行うことを義務づけてこそ効果があるのだ。 市独自に、EPRを取り入れた事業者認定制度を模索し構築できるといいのだが。	調布市では循環型事業活動の促進策のひとつとして、さまざまな企業と連携事業を行っています。今後も、地域における循環型の事業活動との連携を進め、市民への情報提供を図ることにより、循環型経済形成の後押しをしたいと考えており、その方向性を計画素案に盛り込んだところです。 ご指摘の通り、プラスチックごみ問題などの抜本的な解決を図るには、拡大生産者責任（EPR）をさらに強化する法制度の整備が求められるところです。一方、プラスチック資源循環促進法や容器包装リサイクル法などの法制度の制定や見直しの際、地域や企業における先進的な取組事例が参考とされることも多々あります。間接的ではありますが、計画素案の「循環型事業活動の促進」の取組を通じ、全国的な拡大生産者責任の追求に貢献できればと考えています。
29ページ	11	総ごみ原単位の目標は高く設定し、具体的な行動計画を推進すること。 10年後の削減目標が27g/人日（生ごみの水分を二絞り）では小さ過ぎる。成果主義だと、コントロールできない23万市民相手に過大な目標をたてて達成できなければ評価が下がることになるが、放置しておいても達成できる目標値である。一桁高い目標をたて、それに向かって、毎日一人二絞りでなく、画期的な方法を提案して、実行すべきである。 段ボールコンポストなども。	総ごみ排出原単位は、家庭ごみ・事業系ごみの両方を含んでいます。本市の家庭ごみは、市民の皆さんのご理解・ご協力により、1人あたり排出量の少なさやリサイクル率では全国でもトップクラスにあります。一方、事業系ごみはコロナ禍の令和2（2020）年度にやや減少したものの、市内の事業活動の活発化に伴い近年は一貫して増加傾向にあります。 総ごみ排出原単位の目標について、家庭系ごみは引き続き減少させていく一方で、事業系ごみは増加を抑制する方向で設定しています。そのため、総ごみ排出原単位の削減目標は3.8%減としております。なお、令和8（2026）年度の計画見直しの際、計画目標の達成状況を踏まえ、必要に応じて目標値の見直しを行います。 段ボールコンポスト（段ボールに発酵剤と生ごみを入れ、ご家庭で生ごみを堆肥化する方法）や生ごみ処理装置の活用等をはじめ、全国にはさまざまなごみ減量・リサイクルの取組事例があります。こうした事例の情報収集に努め、必要に応じて毎年度の実施計画に盛り込むなど、計画目標の達成に努めてまいります。

案	No	御意見等の概要	市の考え方
54ページ「6 啓発・推進計画」	12	1) 評価「B(ほぼ達成できた。)」は甘すぎる。「C(改善, 見直しが必要)」が妥当だと思う。情報発信はよくやられていて、A(達成できた)評価だと思うが、結果に結びついていない。逆に、コロナ禍というものに大きく影響を受けている。市民を巻き込んだごみ削減活動を推進すること。市民の様々な知恵を紹介することだけでも意味がある。マンネリにならないように、絶えず、注意喚起を行うことである。なぜ、徳島県上勝町が十何種類に分別するなどおこなっているか、処分場がないからとのことであるが、一方で、調布市は大量のごみ処分場の運営・管理という問題がある。ごみ発生の上流で対策を行うべきで、市民を巻き込んだごみ削減活動を推進すべきである。	p.54を含め、素案資料編のp.50からp.55までは、前回の調布市一般廃棄物処理基本計画(平成25年度～令和4年度)に位置付けた個別計画の実施状況と評価を行っています。前計画の「6 啓発・推進計画」については、現行の一般廃棄物処理基本計画において、取り組むべき事項として記載された項目の実施状況を踏まえ、一般廃棄物処理基本計画策定委員会からもご意見をいただき、「B(ほぼ達成できた。)」と評価したものです。また、今後さらなるごみ減量・リサイクルを進めるためには、ごみ発生の上流での対策や市民を巻き込んだ取組を推進する必要があり、次期計画素案には重点施策の一つとして「パートナーシップの形成と強化」(p.28)を掲げ、上流部(事業者)への働きかけや、市民の皆さんとのさらなる連携の強化に取り組んでまいります。
54ページ「6 啓発・推進計画」	13	2) 地域に出向いて、現物をもとに分別など啓発活動を行うことが効果的でしょう。一般的なPRだけでは、分別方法の細部がわかりにくい。自治会・町内会で、警察署や消防署の協力を得て、特殊詐欺や地震時の避難訓練などを実施するが、ゴミについては行ったことがない。	ごみ減量やリサイクルに関する普及啓発は実際に目で見たり手に触れたりし実感していただくことが効果的と考えます。これまでも自治会など市民を対象とした出前講座や施設見学会やイベントの開催などに取り組んでまいりましたが、今後ともさらなる強化・充実を図っていきます。 具体的な取組項目につきましては第4章第4節「4.3 環境教育・環境学習の推進」(p.43)に記述していますのでご参照ください。
54ページ「6 啓発・推進計画」	14	3) P.54 などなど「課題」を「実行計画」に変えること 各計画について、P「施策項目」、D「進捗状況」、C「課題」で構成されていて、Aがないのが最大の欠点である。 「PLAN-DO-SEE」にAを加えて、PDCA サイクルに進歩したのに、この計画では、「課題」に課題があることを認識しているのはよいが、「・・・必要があります。」で止まっている。その課題を解決していくActionがないと新しい計画にならない。Do it!(やってみなはれ)がなければ(新しい)計画でない。	p.54を含め、素案資料編のp.50からp.55までは、前回の調布市一般廃棄物処理基本計画(平成25年度～令和4年度)に位置付けた個別計画の実施状況と評価を行っています。ここで整理した「課題」を踏まえ、「第4章 個別計画」(p.33～)で継続して実施すべき事項や新たにに取り組むべき事項を盛り込んでいます。

※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。